

政務活動費の使途基準

(石狩市議会政務活動費の交付に関する条例 第8条)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費、会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）
調査研究費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地域調査及び現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代費、翻訳料等、事務機器リース代）
資料購入費	会派の行う調査研究その他の会派の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報・広聴費	会派の行う調査研究活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、PRするために要する経費、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費等）
事務所費	会派の行う調査研究活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃貸料、維持管理費、備品及び事務機器購入費、備品及び事務機器リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費